

大阪府道高速大阪池田線等に関する協定の一部を変更する協定

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と阪神高速道路株式会社は、高速道路株式会社法（平成１６年法律第９９号）第６条第１項及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成１６年法律第１００号）第１３条第１項の規定に基づき、平成１８年３月３１日付けで締結した「大阪府道高速大阪池田線等に関する協定」の一部を次のように変更する協定を締結する。

第３条（１９）の次に次のとおり加える。

（２０）神戸市道生田川箕谷線

第４条中「別紙１－１０」を「別紙１－１１」に改める。

第５条中「別紙１－１０」を「別紙１－１１」に改める。

第１４条中「別紙１－１０」を「別紙１－１１」に改める。

別紙１を次のとおり改める。

(協定第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項関連)

(機構法第 13 条第 1 項第 2 号及び 3 号に定める協定記載事項)

大阪府道高速大和川線
(大阪府堺市堺区築港八幡町から大阪府松原市三宅西七丁目まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名 大阪府道高速大和川線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 大阪府堺市堺区築港八幡町 から
大阪府松原市三宅西七丁目 まで

(ロ) 延 長 9. 1 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 公共事業・有料道路事業 合併施行方式

(ロ) 道路の区分 第2種第1級（道路構造令）

(ハ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
大阪府堺市堺区築港八幡町 から 大阪府堺市堺区松屋大和川通三丁 まで	60	0. 6	
大阪府堺市堺区松屋大和川通三丁 から 大阪府松原市三宅西七丁目 まで	80	8. 5	

(二) 設計自動車荷重 245 kN（B活荷重）

(ホ) 車線の幅員 3. 50メートル

(へ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
大阪府堺市堺区築港八幡町 から 大阪府松原市三宅西七丁目 まで	4 車線	4 車線	

(ト) 路肩の標準幅員

(単位：メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工（掘割）部分	—	—	1. 2 5	0. 7 5	2. 0 0	
トンネル部分	—	—	1. 2 5	0. 7 5	2. 0 0	
橋梁高架部分	—	—	1. 2 5	0. 7 5	2. 0 0	

(チ) 付加車線の標準幅員

—

(リ) 中央帯の標準幅員

2. 2 5 メートル (土工部)
2. 2 5 メートル (橋梁部)
2. 7 0 メートル (掘割部)

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
大阪府道高速湾岸線	堺市堺区築港八幡町付近	立体接続	三宝ジャンクション（仮称）
都市計画道路築港天美線	堺市堺区築港八幡町付近	立体接続	三宝出入路（仮称）
一般国道２６号	堺市堺区南島町一丁付近	立体接続	鉄砲西出入路（仮称）
一般国道２６号	堺市堺区鉄砲町付近	立体接続	鉄砲東出入路（仮称）
大阪府道大阪高石線	堺市北区北花田町三丁付近	立体接続	常磐西出入路（仮称）
大阪府道大阪高石線	堺市北区常磐町三丁付近	立体接続	常磐東出入路（仮称）
都市計画道路堺松原線	松原市天美北一丁目付近	立体接続	天美出入路（仮称）

(4) 工事予算 270,388百万円 (消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日

イ 大阪府堺市堺区築港八幡町から大阪府堺市北区常磐町一丁まで
平成11年10月15日

ロ 大阪府堺市北区常磐町一丁から大阪府松原市三宅西七丁目まで
平成25年4月1日

・ なお、合併施行方式における工事の着手予定日とは、全ての範囲について、会社が
公共事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう

②工事の完成予定年月日

平成27年3月31日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

240,428百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 232,954百万円) (消費税込み)

(協定第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項関連)

(機構法第 13 条第 1 項第 2 号及び 3 号に定める協定記載事項)

大阪府道高速大和川線
(大阪府松原市三宅西七丁目から大阪府松原市三宅中八丁目まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名 大阪府道高速大和川線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 大阪府松原市三宅西七丁目 から
大阪府松原市三宅中八丁目 まで

(ロ) 延 長 0. 6 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 公共事業・有料道路事業 合併施行方式

(ロ) 道路の区分 第2種第1級（道路構造令）

(ハ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
大阪府松原市三宅西七丁目 から 大阪府松原市三宅中八丁目 まで	8 0	0. 6	

(ニ) 設計自動車荷重 2 4 5 kN（B活荷重）

(ホ) 車線の幅員 3. 5 0メートル

(へ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
大阪府松原市三宅西七丁目 から 大阪府松原市三宅中八丁目 まで	4 車線	4 車線	

(ト) 路肩の標準幅員

(単位：メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工（掘割）部分	－	－	－	－	－	
トンネル部分	－	－	－	－	－	
橋梁高架部分	－	－	1. 2 5	0. 7 5	2. 0 0	

(チ) 付加車線の標準幅員

－

(リ) 中央帯の標準幅員

2. 2 5 メートル

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
都市計画道路堺松原線	松原市三宅西七丁目付近	立体接続	三宅西出入路（仮称）
大阪府道高速大阪松原線	松原市三宅中八丁目付近	平面接続	三宅ジャンクション（仮称）

(4) 工事予算 1, 6 7 4 百万円 (消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日

平成24年 4月 1日

- ・ なお、合併施行方式における工事の着手予定日とは、全ての範囲について、会社が公共事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう

②工事の完成予定年月日

平成25年 3月31日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 7 3 1 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 6 4 6 百万円) (消費税込み)

(協定第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項関連)

(機構法第 13 条第 1 項第 2 号及び 3 号に定める協定記載事項)

大阪市道高速道路淀川左岸線
(大阪府大阪市此花区島屋二丁目から大阪府大阪市此花区高見一丁目まで) に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名 大阪市道高速道路淀川左岸線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 大阪府大阪市此花区島屋二丁目 から
大阪府大阪市此花区高見一丁目 まで

(ロ) 延長 4. 3 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第2種第2級（道路構造令）

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
大阪府大阪市此花区島屋二丁目 から 大阪府大阪市此花区高見一丁目 まで	60	4. 3	

(ハ) 設計自動車荷重 245 kN（B活荷重）

(ニ) 車線の幅員 3. 25メートル

(ホ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
大阪府大阪市此花区島屋二丁目 から 大阪府大阪市此花区高見一丁目 まで	4 車線	4 車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位：メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工（掘割）部分	—	—	1. 2 5 又は 1. 7 5	0. 7 5	2. 0 0 又は 2. 5 0	
トンネル部分	—	—	1. 2 5 又は 1. 7 5	0. 7 5	2. 0 0 又は 2. 5 0	
橋梁高架部分	—	—	1. 2 5	0. 7 5	2. 0 0	

(ト) 付加車線の標準幅員

—

(チ) 中央帯の標準幅員

2. 0 0 メートル

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
此花大橋	大阪市此花区北港二丁目付近	立体接続	北港東出入路(仮称)
大阪市道高速道路淀川左岸線	大阪市此花区島屋二丁目付近	平面接続	本線
大阪市道恩貴島尼崎線	大阪市此花区島屋一丁目付近	立体接続	正蓮寺川出入路(仮称)
大阪都市計画道路淀川南岸線	大阪市福島区大開四丁目付近	立体接続	大開出入路(仮称)
大阪府道高速大阪西宮線	大阪市此花区高見一丁目付近	立体接続	海老江ジャンクション(仮称)

(4) 工事予算 2 7 6, 1 8 6 百万円 (消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

①工事の着手年月日
昭和63年 2月10日

②工事の完成予定年月日
平成25年 3月31日 (供用開始)

平成28年 3月31日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1 3 8, 8 9 8 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1 3 5, 4 2 4 百万円) (消費税込み)

(協定第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項関連)

(機構法第 1 3 条第 1 項第 2 号及び 3 号に定める協定記載事項)

大阪市道高速道路淀川左岸線
(大阪府大阪市此花区高見一丁目から大阪府大阪市北区豊崎六丁目まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名 大阪市道高速道路淀川左岸線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 大阪府大阪市此花区高見一丁目 から
大阪府大阪市北区豊崎六丁目 まで

(ロ) 延 長 4. 4 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 公共事業・有料道路事業 合併施行方式

(ロ) 道路の区分 第2種第2級（道路構造令）

(ハ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
大阪府大阪市此花区高見一丁目 から 大阪府大阪市北区豊崎六丁目 まで	6 0	4. 4	

(ニ) 設計自動車荷重 2 4 5 k N（B活荷重）

(ホ) 車線の幅員 3. 2 5メートル

(へ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
大阪府大阪市此花区高見一丁目 から 大阪府大阪市北区豊崎六丁目 まで	4 車線	4 車線	

(ト) 路肩の標準幅員

(単位：メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工（掘割）部分	—	—	1. 2 5	0. 7 5	2. 0 0	
トンネル部分	—	—	1. 2 5	0. 7 5	2. 0 0	
橋梁高架部分	—	—	1. 2 5	0. 7 5	2. 0 0	

(チ) 付加車線の標準幅員

—

(リ) 中央帯の標準幅員

2. 0 0 メートル

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
大阪府道高速大阪西宮線	大阪市此花区高見一丁目付近	立体接続	海老江ジャンクション(仮称)
大阪都市計画道路淀川南岸線	大阪市福島区大開四丁目付近	立体接続	海老江北出路(仮称)
大阪都市計画道路淀川南岸線	大阪市福島区海老江六丁目付近	立体接続	海老江北入路(仮称)
大阪都市計画道路西野田中津線	大阪市北区大淀北一丁目付近	立体接続	大淀出路(仮称)
大阪府道堂島十三線	大阪市北区大淀北一丁目付近	立体接続	大淀入路(仮称)
一般国道176号(十三ハイパス)	大阪市北区中津七丁目付近	立体接続	大淀入路(仮称)
一般国道423号(新御堂筋)	大阪市北区豊崎七丁目付近	立体接続	豊崎第1出入路(仮称)
大阪都市計画道路淀川南岸線	大阪市北区豊崎六丁目付近	立体接続	豊崎第1入路(仮称)
大阪都市計画道路淀川南岸線	大阪市北区豊崎六丁目付近	立体接続	豊崎第2出入路(仮称)

(4) 工事予算 9, 0 7 7 百万円 (消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

①工事の着手 (予定) 年月日

イ 大阪府大阪市此花区高見一丁目 8 4 - 1 9 から大阪府大阪市此花区高見一丁目 8 4 - 1 2 まで
昭和 6 3 年 2 月 1 0 日

ロ 大阪府大阪市此花区高見一丁目 8 4 - 1 2 から大阪府大阪市北区豊崎六丁目まで
平成 3 1 年 4 月 1 日

- ・ なお、合併施行方式における工事の着手予定日とは、全ての範囲について、会社が公共事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう

②工事の完成予定年月日

平成 3 3 年 3 月 3 1 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

8, 9 4 3 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 8, 5 2 9 百万円) (消費税込み)

（協定第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項関連）

（機構法第 13 条第 1 項第 2 号及び 3 号に定める協定記載事項）

神戸市道高速道路 2 号線

（兵庫県神戸市長田区南駒栄町から兵庫県神戸市長田区蓮池町まで）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名 神戸市道高速道路2号線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 兵庫県神戸市長田区南駒栄町 から
兵庫県神戸市長田区蓮池町 まで

(ロ) 延長 2.2キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第2種第2級（道路構造令）

(口) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
兵庫県神戸市長田区南駒栄町 から 兵庫県神戸市長田区蓮池町 まで	60	2.2	

(ハ) 設計自動車荷重 245 kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3. 25メートル

(木) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
兵庫県神戸市長田区南駒栄町 から 兵庫県神戸市長田区蓮池町 まで	4 車線	4 車線	

(へ) 路肩の標準幅員

(単位：メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工（掘割）部分	—	—	—	—	—	
トンネル部分	—	—	1. 2 5	0. 7 5	2. 0 0	
橋梁高架部分	—	—	—	—	—	

(ト) 付加車線の標準幅員

—

(チ) 中央帯の標準幅員

—

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
兵庫県道高速神戸西宮線	神戸市長田区西尻池町付近	立体接続	湊川ジャンクション
神戸市道高速道路2号線	神戸市長田区蓮池町付近	平面接続	本線

(4) 工事予算 143,238百万円 (消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

①工事の着手年月日
平成 3年12月13日

②工事の完成予定年月日
平成22年12月18日 (神戸長田～湊川ジャンクション 供用開始)
平成25年 3月31日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

67,720 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 67,614百万円) (消費税込み)

（協定第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項関連）

（機構法第 13 条第 1 項第 2 号及び 3 号に定める協定記載事項）

大阪府道高速大阪守口線（改築）（守口 J C T（仮称））に関する 工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名 大阪府道高速大阪守口線

(2) 工事の箇所 大阪府守口市大日町付近

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
近畿自動車道天理吹田線	守口市大日町付近	立体接続	守口ジャンクション(仮称)

(4) 工事予算 7, 9 1 7 百万円 (消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

①工事の着手年月日
平成20年 7月 2日

②工事の完成予定年月日
平成26年 3月31日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

9, 2 3 0 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 9, 0 3 0 百万円) (消費税込み)

（協定第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項関連）

（機構法第 13 条第 1 項第 2 号及び 3 号に定める協定記載事項）

大阪府道高速大阪松原線（改築）（松原 JCT 改良）に関する 工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名 大阪府道高速大阪松原線

(2) 工事の箇所 大阪府松原市大堀付近

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
近畿自動車道天理吹田線	松原市大堀付近	立体接続	松原ジャンクション (北西方向連絡路追加)

(4) 工事予算 7, 9 1 7 百万円 (消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

①工事の着手年月日
平成20年 7月 2日

②工事の完成予定年月日
平成27年 3月31日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

9, 0 6 1 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 8, 7 2 5 百万円) (消費税込み)

(協定第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項関連)

(機構法第 13 条第 1 項第 2 号及び 3 号に定める協定記載事項)

阪神高速道路大阪地区（改築）（防災・安全対策工等）に関する 工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名及び工事の区間

(イ) 路線名	(ロ) 工事の区間		(ハ) 延長 (キロメートル)
	起点	終点	
大阪府道高速大阪池田線	大阪市西成区山王一丁目	池田市木部町	30.2
大阪府道高速大阪守口線	大阪市北区中之島一丁目	守口市大日町四丁目	10.8
大阪府道高速大阪東大阪線	大阪市港区港晴二丁目	東大阪市西石切町五丁目	19.7
大阪府道高速大阪松原線	大阪市西成区山王一丁目	松原市大堀五丁目	11.2
大阪府道高速大阪堺線	大阪市中央区高津一丁目	堺市翁橋町一丁	13.4
大阪府道高速大阪西宮線	大阪市西区西本町三丁目	大阪市西淀川区佃七丁目	7.0
大阪府道高速湾岸線	大阪市西淀川区中島二丁目	泉佐野市りんくう往来北	41.5
大阪市道高速道路森小路線	大阪市旭区中宮一丁目	大阪市旭区新森一丁目	1.3
大阪市道高速道路西大阪線	大阪市西成区南開二丁目	大阪市港区弁天五丁目	3.8
大阪市道高速道路淀川左岸線	大阪市此花区北港二丁目	大阪市此花区島屋二丁目	1.3
合 計			140.2

(2) 工事方法

工事名	工事概要
防災・安全対策工等	・ 兵庫県南部地震や新潟県中越地震クラスの大地震に備え、長大橋等の特殊橋梁及び橋梁上部工について耐震補強工事を実施する。 ・ 鋼橋脚及び上部工の疲労損傷対策等を実施し、構造物の安全性向上を推進する。 ・ 適切な道路管理等を行うべく、停電時のバックアップ機能、災害時の代替ルート確保、通信容量の増大化、IP化など通信基盤の機能向上を図るほか、軸重測定設備の高速対応の整備を行う。 ・ 高速道路沿道に緩衝空間等を確保するなど、沿道環境対策を実施する。

(3) 工事予算 34,320百万円 (消費税込み)

(4) 工事の着手及び完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成18年 4月 1日

②工事の完成予定年月日
平成26年 3月31日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

39,292 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 38,957 百万円) (消費税込み)

(協定第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項関連)

(機構法第 13 条第 1 項第 2 号及び 3 号に定める協定記載事項)

阪神高速道路兵庫地区（改築）（防災・安全対策工等）に関する 工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名及び工事の区間

(イ) 路線名	(ロ) 工事の区間		(ハ) 延長 (キロメートル)
	起点	終点	
兵庫県道高速大阪池田線	尼崎市戸ノ内	川西市小戸三丁目	2.6
兵庫県道高速神戸西宮線	神戸市須磨区月見山町三丁目	西宮市今津水波町	25.3
兵庫県道高速大阪西宮線	尼崎市東本町一丁目	西宮市今津水波町	7.3
兵庫県道高速湾岸線	神戸市東灘区向洋町東一丁目	尼崎市東海岸町	14.3
兵庫県道高速北神戸線	神戸市西区伊川谷町潤和	西宮市山口町下山口	32.3
神戸市道高速道路2号線	神戸市長田区蓮池町	神戸市須磨区白川	7.3
神戸市道高速道路北神戸線	神戸市北区有野町唐櫃	神戸市北区有野町有野	3.3
神戸市道高速道路湾岸線	神戸市垂水区名谷町	神戸市垂水区下畑町	1.2
合 計			93.6

(2) 工事方法

工事名	工事概要
防災・安全対策工等	- 兵庫県南部地震や新潟県中越地震クラスの大地震に備え、長大橋等の特殊橋梁及び橋梁上部工について耐震補強工事を実施する。 - 鋼橋脚及び上部工の疲労損傷対策等を実施し、構造物の安全性向上を推進する。 - 適切な道路管理等を行うべく、停電時のバックアップ機能、災害時の代替ルートの確保、通信容量の増大化、IP化など通信基盤の機能向上を図るほか、軸重測定設備の高速度対応の整備を行う。 - 高速道路沿道に緩衝空間等を確保するなど、沿道環境対策を実施する。

(3) 工事予算 17,297百万円 (消費税込み)

(4) 工事の着手及び完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成18年 4月 1日

②工事の完成予定年月日
平成26年 3月31日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

19,897 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 19,700 百万円) (消費税込み)

別紙 1－10

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

大阪府道高速大阪池田線（改築）（信濃橋渡り線(仮称)）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名 大阪府道高速大阪池田線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 大阪府大阪市西区西本町から

大阪府大阪市西区江戸堀まで

(ロ) 延長 1. 7キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第2種第2級（道路構造令）

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
大阪府大阪市西区西本町3丁目から 大阪府大阪市西区西本町1丁目まで	60	0.8	
大阪府大阪市西区西本町1丁目から 大阪府大阪市西区西本町1丁目まで	40	0.2	
大阪府大阪市西区西本町1丁目から 大阪府大阪市西区江戸堀1丁目まで	60	0.7	

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.25メートル 大阪府大阪市西区西本町から

大阪府大阪市西区江戸堀まで

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
大阪府大阪市西区西本町から 大阪府大阪市西区江戸堀まで	—	—	付加車線事業

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位：メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工（掘割）部分	—	—	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分	—	—	1.75	0.75	2.50	

(ト) 付加車線の標準幅員

3.25メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

—

(リ) 他の道路との接続の位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
大阪府道高速大阪東大阪線	大阪市西区西本町付近	立体接続	信濃橋渡り線（仮称）

(4) 工事予算 13, 531 百万円 (消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

①工事の着手（予定）年月日
平成23年11月 1日

②工事の完成予定年月日
平成29年 3月31日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

15, 335 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 14, 637 百万円 (消費税込み))

別紙 1－1 1

(協定第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項関連)

(機構法第 1 3 条第 1 項第 2 号及び 3 号に定める協定記載事項)

神戸市道生田川箕谷線に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

神戸市道生田川箕谷線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

北行：	兵庫県神戸市中央区雲井通一丁目	から
	兵庫県神戸市北区山田町下谷上	まで
南行：	兵庫県神戸市中央区吾妻通六丁目	から
	兵庫県神戸市北区山田町下谷上	まで

(ロ) 延 長

北行：	8. 5キロメートル
南行：	8. 6キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分

第3種第2級

(ロ) 設計速度

設計区間		設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
(北行)	兵庫県神戸市中央区雲井通一丁目 から 兵庫県神戸市中央区旭通一丁目 まで	40	0.2	
	兵庫県神戸市中央区旭通一丁目 から 兵庫県神戸市中央区生田町二丁目 まで	60	0.4	
	兵庫県神戸市中央区生田町二丁目 から 兵庫県神戸市中央区生田町一丁目 まで	50	0.1	
	兵庫県神戸市中央区生田町一丁目 から 兵庫県神戸市中央区神戸港地方布引 まで	40	0.4	
	兵庫県神戸市中央区神戸港地方布引 から 兵庫県神戸市北区山田町下谷上 まで	60	7.1	
	兵庫県神戸市北区山田町下谷上 から 兵庫県神戸市北区山田町下谷上 まで	40	0.3	
	兵庫県神戸市中央区吾妻通六丁目 から 兵庫県神戸市中央区八雲通六丁目 まで	40	0.2	
	兵庫県神戸市中央区八雲通六丁目 から 兵庫県神戸市中央区葺合町布引山 まで	60	1.4	
(南行)	兵庫県神戸市中央区葺合町布引山 から 兵庫県神戸市中央区葺合町馬止 まで	40	0.3	
	兵庫県神戸市中央区葺合町馬止 から 兵庫県神戸市北区山田町下谷上 まで	60	6.4	
	兵庫県神戸市北区山田町下谷上 から 兵庫県神戸市北区山田町下谷上 まで	40	0.3	

(ハ) 設計自動車荷重 200kN

(二) 車線の幅員 3.25メートル

(木) 車線数

設計区間		工事施工	用地買収	摘要
(北行)	兵庫県神戸市中央区雲井通一丁目 から 兵庫県神戸市北区山田町下谷上 まで	2 車線	2 車線	
(南行)	兵庫県神戸市中央区吾妻通六丁目 から 兵庫県神戸市北区山田町下谷上 まで	2 車線	2 車線	

(へ) 路肩の標準幅員

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工（掘割）部分	—	—	0. 7 5	0. 7 5	1. 5 0	
トンネル部分	—	—	0. 7 5	0. 7 5	1. 5 0	
橋梁高架部分	—	—	0. 5 0	0. 5 0	1. 0 0	

(ト) 付加車線の標準幅員 —

(チ) 中央帯の標準幅員 —

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
神戸市道生田川右岸線	神戸市中央区旭通一丁目付近	立体接続	国道2号入路（仮称）
一般国道2号	神戸市中央区吾妻通六丁目付近	立体接続	国道2号出路（仮称）
神戸市道生田川右岸線	神戸市中央区二宮町一丁目付近	立体接続	二宮入路（仮称）
神戸市道神若線	神戸市中央区旗塚通七丁目付近	立体接続	神若出路（仮称）
兵庫県道新神戸停車場線	神戸市中央区熊内町七丁目付近	立体接続	新神戸駅出路（仮称）
一般国道428号	神戸市北区山田町下谷上付近	立体接続	新神戸トンネル箕谷出入路（仮称）
兵庫県道高速北神戸線	神戸市北区山田町下谷上付近	立体接続	箕谷ジャンクション（仮称）

(4) 工事予算 36,778 百万円 (消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

①工事の着手（予定）年月日
平成24年9月30日

②工事の完成予定年月日
平成24年9月30日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

36,841 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 - 百万円) (消費税込み)

別紙 3 を次のとおり改める。

別紙 3

(協定第 5 条第 2 項関連)

(機構法第13条第1項第3号に定める協定記載事項)

修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

(百万円、消費税込み)

年度	債務引受限度額
H18	3,743
H19	2,992
H20	6,361
H21	7,254
H22	12,144
H23	10,389
H24	12,909
H25	14,466
H26	14,577
H27	15,461
H28	15,568
H29	15,659
H30	15,717
H31	15,734
H32	15,745
H33	15,917
H34	15,919
H35	16,370
H36	16,371
H37	16,499
H38	16,590
H39	16,978
H40	16,976
H41	16,978
H42	16,975
H43	17,027
H44	17,028
H45	17,397
H46	17,389
H47	18,049
H48	18,083
H49	18,084
H50	18,083
H51	18,085
H52	18,079
H53	18,216
H54	18,216
H55	18,224
H56	18,220
H57	18,237
H58	18,254
H59	18,251
H60	18,251
H61	18,248
H62	8,930

(注1) 平成18年度から平成22年度までは実績値を、平成23年度は実績見込額を記載している。

(注2) 上記記載の債務引受限度額については、限度額に残余が生じた場合は、繰り越しを認めるものとする。

別紙 4 を次のとおり改める。

別紙 4

(協定第 6 条第 1 項関連)

(機構法第13条第1項第4号に定める協定記載事項)

災害復旧に要する費用に係る債務引受限度額

災害復旧に要する費用に係る債務引受限度額

(百万円、消費税込み)

債務引受限度額	3,450
---------	-------

別紙5を次のとおり改める。

機構法第12条第 1 項第 4 号及び第 6 号（災害復旧に係る部分を除く）の
無利子貸付けの貸付計画

阪神高速道路株式会社に対する無利子貸付計画

(百万円、消費税込み)

年度	無利子貸付計画額
H18	15,572
H19	20,158
H20	18,418
H21	15,105
H22	16,916
H23	18,536
H24	20,500
H25	20,444
H26	24,390
H27	6,391
H28	1,196
H29	0
H30	0
H31	1,332
H32	1,757
H33	0
H34	0
H35	0
H36	0
H37	0
H38	0
H39	0
H40	0
H41	0
H42	0
H43	0
H44	0
H45	0
H46	0
H47	0
H48	0
H49	0
H50	0
H51	0
H52	0
H53	0
H54	0
H55	0
H56	0
H57	0
H58	0
H59	0
H60	0
H61	0
H62	0

注) 平成18年度から平成23年度は実績値を、平成24年度は実績見込み額を記載している。

別紙 6 を次のとおり改める。

(協定第9条第1項関連)
(機構法第13条第1項第6号に定める協定記載事項)

道路資産の貸付料の額

阪神高速道路株式会社に対する道路資産の貸付料

(百万円、消費税込み)

年度	貸付料				
		うち土地・家屋分	うち構築物等分		
			うち盛土・切土・のり面構造物等分	うち橋梁・トンネル等分	
H 1 8	(147, 723)	(19, 829)	(111, 997)	(4, 206)	(107, 791)
	147, 723	10, 732	121, 107	3, 599	117, 508
H 1 9	(146, 986)	(19, 718)	(111, 371)	(4, 182)	(107, 189)
	146, 986	10, 672	134, 633	4, 001	130, 632
H 2 0	(146, 498)	(19, 644)	(110, 956)	(4, 167)	(106, 790)
	137, 970	9, 938	126, 415	3, 757	122, 658
H 2 1	(131, 661)	(17, 413)	(98, 352)	(3, 693)	(94, 659)
	119, 397	8, 426	109, 678	3, 260	106, 418
H 2 2	(135, 455)	(17, 983)	(101, 575)	(3, 814)	(97, 761)
	121, 332	8, 583	96, 865	2, 879	93, 986
H 2 3	(127, 152)	(9, 024)	(101, 835)	(3, 026)	(98, 809)
	127, 152	9, 024	101, 835	3, 026	98, 809
H 2 4	130, 237	9, 193	103, 743	3, 083	100, 659
H 2 5	135, 875	9, 652	108, 922	3, 237	105, 685
H 2 6	157, 331	11, 398	128, 631	3, 823	124, 808
H 2 7	163, 920	11, 935	134, 684	4, 003	130, 681
H 2 8	169, 590	12, 396	139, 892	4, 157	135, 735
H 2 9	171, 781	12, 575	141, 905	4, 217	137, 688
H 3 0	173, 036	12, 677	143, 058	4, 252	138, 806
H 3 1	174, 591	12, 803	144, 486	4, 294	140, 192
H 3 2	175, 792	12, 901	145, 589	4, 327	141, 263
H 3 3	177, 534	13, 043	147, 190	4, 374	142, 815
H 3 4	179, 300	13, 187	148, 812	4, 423	144, 389
H 3 5	181, 690	13, 381	151, 007	4, 488	146, 519
H 3 6	181, 726	13, 384	151, 040	4, 489	146, 552
H 3 7	181, 877	13, 396	151, 179	4, 493	146, 686
H 3 8	181, 580	13, 372	150, 906	4, 485	146, 421
H 3 9	181, 672	13, 380	150, 991	4, 487	146, 503
H 4 0	181, 659	13, 379	150, 979	4, 487	146, 492
H 4 1	181, 678	13, 380	150, 996	4, 487	146, 509
H 4 2	181, 894	13, 398	151, 195	4, 493	146, 701
H 4 3	180, 758	13, 305	150, 151	4, 462	145, 689
H 4 4	179, 517	13, 204	149, 011	4, 428	144, 583
H 4 5	178, 113	13, 090	147, 721	4, 390	143, 331
H 4 6	176, 554	12, 963	146, 289	4, 348	141, 942
H 4 7	174, 865	12, 826	144, 738	4, 301	140, 436
H 4 8	173, 292	12, 698	143, 293	4, 259	139, 034
H 4 9	171, 874	12, 582	141, 990	4, 220	137, 770
H 5 0	170, 805	12, 495	141, 008	4, 191	136, 818
H 5 1	169, 441	12, 384	139, 755	4, 153	135, 602
H 5 2	168, 039	12, 270	138, 467	4, 115	134, 352
H 5 3	166, 480	12, 143	137, 035	4, 073	132, 963
H 5 4	164, 915	12, 016	135, 598	4, 030	131, 568
H 5 5	163, 270	11, 882	134, 087	3, 985	130, 102
H 5 6	162, 028	11, 781	132, 946	3, 951	128, 995
H 5 7	160, 808	11, 681	131, 825	3, 918	127, 907
H 5 8	159, 633	11, 586	130, 746	3, 886	126, 860
H 5 9	158, 289	11, 476	129, 511	3, 849	125, 662
H 6 0	156, 790	11, 354	128, 134	3, 808	124, 326
H 6 1	155, 341	11, 236	126, 803	3, 768	123, 035
H 6 2	53, 098	2, 914	32, 883	977	31, 905

注 1) 平成 1 8 年度から平成 2 2 年度の上段 () 内は計画値、下段は実績値を、平成 2 3 年度の上段 () 内は計画値、下段は実績見込額を記載している。

別紙 7 を次のとおり改める。

計画料金収入の額

阪神高速道路株式会社における計画料金収入

(百万円、消費税込み)

年度	計画料金収入
H 1 8	(189, 911) 189, 740
H 1 9	(190, 640) 189, 834
H 2 0	(191, 065) 180, 626
H 2 1	(177, 337) 163, 300
H 2 2	(181, 344) 165, 408
H 2 3	(168, 254) 168, 933
H 2 4	171, 685
H 2 5	178, 476
H 2 6	199, 052
H 2 7	206, 790
H 2 8	212, 621
H 2 9	215, 196
H 3 0	216, 496
H 3 1	217, 771
H 3 2	218, 993
H 3 3	221, 177
H 3 4	222, 894
H 3 5	224, 544
H 3 6	224, 570
H 3 7	224, 622
H 3 8	224, 674
H 3 9	224, 700
H 4 0	224, 752
H 4 1	224, 804
H 4 2	224, 830
H 4 3	223, 244
H 4 4	221, 684
H 4 5	220, 098
H 4 6	218, 564
H 4 7	217, 005
H 4 8	215, 471
H 4 9	213, 963
H 5 0	212, 455
H 5 1	210, 947
H 5 2	209, 465
H 5 3	207, 983
H 5 4	206, 501
H 5 5	205, 046
H 5 6	203, 590
H 5 7	202, 160
H 5 8	200, 730
H 5 9	199, 326
H 6 0	197, 896
H 6 1	196, 518
H 6 2	87, 574

(注1) 平成18年度から平成22年度までの上段()内は計画値、下段は実績値を、平成23年度の上段()内は計画値、下段は実績見込値を記載している。

別紙8〔1〕中「(19)」を「(20)」に改める。

同別紙中〔2〕三の次に次を加える。

四．神戸市道生田川箕谷線を通行する場合の料金の額

- (1) 神戸市道生田川箕谷線と他の阪神高速道路とを連続して通行（E T C車については、記〔5〕二に定める兵庫県道高速神戸西宮線と神戸市道生田川箕谷線とを引き続いて通行する場合を含む。）する自動車の料金の額は、記一の規定にかかわらず、下表の額に消費税法及び地方税法に定める消費税及び地方消費税を合わせた税率を乗じて得た額を加算し、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った後の額と、神戸市道生田川箕谷線を除く他の阪神高速道路の利用距離に応じて記一に定める料金の額との合計額を徴収する。

ただし、出入口等の相互間に神戸市道生田川箕谷線及び神戸市道高速道路2号線又はそのいずれかを含む経路が複数存在する場合、実際に通行した経路にかかわらず、最短経路を通行したものとみなし、最短経路の利用距離を適用する。最短経路に神戸市道生田川箕谷線を含む場合は、本項に定める料金の額を徴収し、最短経路に神戸市道生田川箕谷線を含まない場合は、記一に定める料金の額を徴収する。

車種	普通車	大型車
料金の額（単位：円）	571.42	1,142.84

- (2) 神戸市道生田川箕谷線のみを通行する自動車の料金の額は、記一の規定にかかわらず、1回の通行につき、記（1）の下表の額に消費税法及び地方税法に定める消費税及び地方消費税を合わせた税率を乗じて得た額を加算し、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った後の額を適用する。ただし、普通車には軽車両（道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第1条第2項に定める第二種原動機付自転車に限る。以下同じ。）を含み、軽車両の料金の額は、47.61円に消費税法及び地方税法に定める消費税及び地方消費税を合わせた税率を乗じて得た額を加算し、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った後の額を適用する。

同別紙〔3〕一（2）①中「出入口等の相互間」を「神戸市道生田川箕谷線を除く他の阪神高速道路」に、「割引後の基礎料金の額として同表の額とする」を「神戸市道生田川箕谷線を除く他の阪神高速道路の利用距離に応じて、下表に掲げる額を割引後の基礎料金の額とする」に改める。

同別紙中〔3〕四を次のように改める。

四．新神戸トンネル連続利用割引については、以下のとおりとする。

(1) 割引を適用する自動車

- ① 兵庫県道高速神戸西宮線若しくは兵庫県道高速北神戸線又は兵庫県道高速神戸西宮線及び兵庫県道高速北神戸線と神戸市道生田川箕谷線を連続して通行するE T C車。
ただし、会社が別に定める通行方法により通行する場合に限る。
- ② 兵庫県道高速北神戸線と神戸市道生田川箕谷線を連続して通行するE T C車以外の自動車

(2) 割引内容

記(1)①又は②に定める自動車ごとに次の割引内容とする。なお、この割引による料金の額は、車種ごとに定める基礎料金に消費税法及び地方税法に定める消費税及び地方消費税を合わせた税率を乗じて得た額を加算し、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

- ① 割引内容は記〔2〕四(1)に定める料金の額を徴収せず、神戸市道生田川箕谷線の出入口を含む出入口等の相互間の利用距離に応じて、下表に掲げる額を割引後の基礎料金の額とする。

利用距離	基礎料金 (円)	
	普通車	大型車
12.0km 以下	571.42	1,142.84
12.0km 超～18.0km 以下	666.66	1,333.32
18.0km 超～24.0km 以下	761.90	1,523.80
24.0km 超	857.14	1,714.28

- ② 割引内容は記〔2〕四(1)に定める料金の額を徴収せず、下表に掲げる額を割引後の基礎料金の額とする。

基礎料金 (円)	
普通車	大型車
857.14	1,714.28

同別紙〔3〕五(2)中「(ただし、神戸市道生田川箕谷線(新神戸トンネル有料道路)とを連続して通行する場合にあっては括弧内の割引額)」を削り、同表中

「

兵庫県道高速湾岸線のうち尼崎市末広町(尼崎末広東行出口及び西行入口)又は尼崎市東海岸町(尼崎東海岸出入口)を起着点として、兵庫県道高速湾岸線のうち西宮市鳴尾浜一丁目から神戸市東灘区向洋町東一丁目までの区間の一部を含む区間と兵庫県道高速神戸西宮線のうち神戸市灘区岩屋南町から須磨区月見山町三丁目までの区間の一部を含む区間とを連続して通行(記〔5〕二に定める通行方法による場合に限る。)する場合	12.0km 超～18.0km 以下	420 円 (240 円)	210 円 (120 円)
	18.0km 超～24.0km 以下	620 円 (440 円)	310 円 (220 円)
	24.0km 超	820 円 (640 円)	410 円 (320 円)

」を

「

兵庫県道高速湾岸線のうち尼崎市末広町（尼崎末広東行出口及び西行入口）又は尼崎市東海岸町（尼崎東海岸出入口）を起着点として、兵庫県道高速湾岸線のうち西宮市鳴尾浜一丁目から神戸市東灘区向洋町東一丁目までの区間の一部を含む区間と兵庫県道高速神戸西宮線のうち神戸市灘区岩屋南町から須磨区月見山町三丁目までの区間の一部を含む区間とを連続して通行（記〔５〕二に定める通行方法による場合に限る。）する場合	12.0km 超～18.0km 以下	420 円	210 円
	18.0km 超～24.0km 以下	620 円	310 円
	24.0km 超	820 円	410 円

」

に、

「

兵庫県道高速湾岸線のうち、神戸市東灘区向洋町東一丁目から西宮市甲子園浜一丁目（甲子園浜出入口）までの区間の一部を含む区間を通行する場合。ただし、西宮市西宮浜一丁目（西宮浜出入口）を起着点として通行する場合及び兵庫県道高速湾岸線のうち西宮市甲子園浜一丁目から西宮市鳴尾浜一丁目までの区間の一部を含む区間を連続して通行する場合は除く。	6.0km 以下	300 円 (120 円)	150 円 (60 円)
	6.0km 超～12.0km 以下	500 円 (320 円)	250 円 (160 円)
	12.0km 超～18.0km 以下	700 円 (520 円)	350 円 (260 円)
	18.0km 超～24.0km 以下	900 円 (720 円)	450 円 (360 円)
	24.0km 超	1100 円 (920 円)	550 円 (460 円)

」を

「

兵庫県道高速湾岸線のうち、神戸市東灘区向洋町東一丁目から西宮市甲子園浜一丁目（甲子園浜出入口）までの区間の一部を含む区間を通行する場合。ただし、西宮市西宮浜一丁目（西宮浜出入口）を起着点として通行する場合及び兵庫県道高速湾岸線のうち西宮市甲子園浜一丁目から西宮市鳴尾浜一丁目までの区間の一部を含む区間を連続して通行する場合は除く。	6.0km 以下	300 円	150 円
	6.0km 超～12.0km 以下	500 円	250 円
	12.0km 超～18.0km 以下	700 円	350 円
	18.0km 超～24.0km 以下	900 円	450 円
	24.0km 超	1100 円	550 円

」

に改める。

同別紙〔3〕七（１）中「及び」を「、」に改め、「区間に限る。）」の次に「及び神戸市道生田川箕谷線」を加える。

同別紙〔3〕十六（１）中「割引は、上限料金の引下げに係る割引」の次に「、新神戸トンネル連続利用割引」を、「限るものとし、上限料金の引下げに係る割引」の次に「及び新神戸トンネル連続利用割引」を加え、「、新神戸トンネル連続利用割引」及び「、西線内々利用割引」を削る。

同別紙〔3〕十六（２）中「上限料金の引下げに係る割引」の次に「及び新神戸トンネル連続利用割引」を加える。

同別紙〔5〕二の表中「兵庫県道高速北神戸線」を「神戸市道生田川箕谷線」に改め、「かつ神戸市道生田川箕谷線（新神戸トンネル有料道路）を経由して」を削る。

同別紙〔5〕三中「〔3〕まで」の次に「及び〔5〕」を加え、「１月１日以降会社が別に定める日」を「１０月１日」に改める。

同別紙別添１の兵庫県道高速北神戸線・神戸市道高速道路北神戸線（７号北神戸線・北神戸線（北延伸線））のキロ程中「箕谷」を「北神戸箕谷・箕谷ＪＣＴ（仮称）」に改め、神戸市道高速道路２号線（３１号神戸山手線）のキロ程の次に次を加える。

神戸市道生田川箕谷線 （生田川箕谷線（出入口名は仮称））			新神戸トンネル箕谷・箕谷ＪＣＴ
		新神戸駅	
国道２号	二宮・神若	－	6.9
	－	－	7.7
			8.5

この協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、記名押印の上、各々 1 通を保有する。

平成 2 4 年 6 月 2 5 日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構

理 事 長

勢 山 廣 直

阪神高速道路株式会社

代表取締役会長兼社長

大 橋 光 博